

龍ヶ崎市水道関係事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)に基づき、龍ヶ崎市長が行う事務処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の確認)

第2条 法第32条の規定により専用水道の確認を受けようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書(様式第1号)に、施設の概要等の工事設計書(様式第2-1号又は様式第2-2号)を添付し、龍ヶ崎市長に提出する。

なお、確認にあたっては法第33条各項に基づき次のとおり取り扱うものとする

(1) 龍ヶ崎市長は、法第33条第5項の規定に基づき、申請書類の内容が法第5条の施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知(様式第3号)する。

(2) 龍ヶ崎市長は、申請書の添付書類の内容が法第5条の施設基準に適合しないときは申請者にその旨を通知(様式第4号)する。

(3) 龍ヶ崎市長は、申請書の添付書類により法第5条の施設基準に適合するかしないかを判断できないときは申請者にその旨を通知(様式第5号)する。

2 龍ヶ崎市長は、専用水道を法第5条の施設基準に適合することを確認したときは、専用水道台帳(以下「台帳」という。)(様式第6号)を作成するとともに専用水道台帳総括表(以下「総括表」という。)(様式第7号)に必要事項を記載する。

(給水開始前の届出)

第3条 法第13条の規定に基づき、専用水道施設の布設工事(新設、増設)が竣工し給水を開始しようとするときは、給水開始前届出書(様式第8号)に水道施設検査結果書(様式第9号)等を添付して龍ヶ崎市長に届け出る。

(水道技術管理者)

第4条 法第19条の規定に基づく水道技術管理者の設置(変更)は(様式第10号)により龍ヶ崎市長に届け出る。

(専用水道の設置者の業務委託)

第5条 法第34条第1項において準用する第24条の3第2項の規定に基づき、専用水道の設置者が業務を委託したときは、業務委託届出書(様式第11号)により龍ヶ崎市長に届け出る。

又、業務委託に係る契約の効力を失ったときは、専用水道の設置者が業務委託契約失効届出書(様式第12号)により龍ヶ崎市長に届け出る。

(記載事項の変更)

第6条 専用水道の設置者は、法第32条の規定により専用水道の確認を受けた後、確認申請書の記載事項に変更を生じたときは、法第33条第3項の規定に基づき、30日以内に専用水道変更届出書(様式第13号)により龍ヶ崎市長に届け出る。

なお、施設等の変更に係る場合は給水開始前届書に必要書類を添付し龍ヶ崎市長に届け出る。

(専用水道の廃止)

第7条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、30日以内に専用水道廃止届出書(様式第14号)により龍ヶ崎市長に届け出る。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。